

毒物劇物業務上取扱者の届出について

下表に掲げる事業を行う場合で、その業務上、シアン化ナトリウムのほか、表中の右欄の毒物又は劇物を取り扱う場合は届出が必要です。

《提出書類等》

- 1 毒物劇物業務上取扱者届
- 2 事業所付近の見取図及び事業所の平面図
- 3 毒物劇物貯蔵設備の立体図(運送事業の場合は添付不要)
- 4 運送事業にあつては
 - (1)取扱品目
 - (2)車輛の一覧表
- 5 毒物劇物取扱責任者設置届

事業の種別	取り扱う毒物又は劇物の種類等
電気めっきを行う事業	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
金属熱処理を行う事業	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
右の大きさ以上の自動車等を使って行う毒物又は劇物の運送事業	①最大積載量が5000キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車(以下「大型自動車」)に固定された容器を使用し、※に掲げる毒物又は劇物を運送する場合 ②内容量が次の量以上の容器を大型自動車に積んで運送する場合 ・四アルキル鉛を含有する製剤…200リットル ・その他の※に掲げる毒物又は劇物…1000リットル
しろありの防除を行う事業	ヒ素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

※(運送事業で取り扱う毒物又は劇物)

1. 黄燐
2. 四アルキル鉛を含有する製剤
3. 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
4. 弗化水素及びこれを含有する製剤
5. アクリルニトリル
6. アクロレイン
7. アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア 10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
8. 塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素 10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
9. 塩素
10. 過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素 6%以下を含有するものを除く。)
11. クロルスルホン酸
12. クロルピクリン
13. クロルメチル
14. 硅弗化水素酸
15. ジメチル硫酸
16. 臭素
17. 硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸 10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの

18. 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム 5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
19. 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム 5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
20. ニトロベンゼン
21. 発煙硫酸
22. ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
23. 硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸 10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの